

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年8月25日
【発行者の名称】	株式会社北條組 (HOJYOGUMI.Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北條 將隆
【本店の所在の場所】	長野県長野市大字村山348番地1
【電話番号】	026-244-4347 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石川 修司
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社北條組 https://hojonet.com 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期
決算年月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月
売上高 (百万円)	6,051	6,598	6,246
経常利益 (百万円)	870	732	776
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	513	420	518
包括利益 (百万円)	530	429	519
純資産額 (百万円)	4,547	4,874	5,388
総資産額 (百万円)	7,127	7,488	7,552
1株当たり純資産額 (円)	4,861.85	5,211.19	5,760.93
1株当たり配当額 (円)	600	600	8
1株当たり当期純利益金額 (円)	549.48	449.18	554.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.0	65.1	71.4
自己資本利益率 (%)	12.8	9.2	10.1
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	1.3	1.3	1.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	400	928	753
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△360	△500	△309
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△206	△364	△229
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	421	485	700
従業員数 (人)	131	133	137

(注) 1. 第71期より、株式会社信越建商および株式会社共立商会の決算期を3月31日から5月31日に変更しました。これに伴い、同2社については決算期変更の経過期間となる第71期は2022年4月1日から2023年5月31日の14ヶ月間となっております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

6. 第73期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第72期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、それぞれかなで監査法人の監査を受けておりますが、第71期については、当該監査を受けておりません。

7. 2025年3月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しておりますが、第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した結果、第71期は6円、第72期は6円となります。

2 【沿革】

当社は1931年3月長野市村山にて砂利採石業として創業し、ほどなく土木工事を手掛け、その後須坂市に営業所を開設して以来、長野県北信地域を地盤とする総合建設業として歩んできました。創業以来、信義・誠実を大切に、地域から信用を得て事業を行うことを志として、事業を行ってまいりました。

現在の当社グループは、当社を中核として、採石を営む株式会社信越建商、不動産賃貸・管理を営む株式会社H O J Y Oコーポレーション、屋根板金工事を営む株式会社共立商会で構成され、広く建設関連事業に携わっております。また、小水力発電を行う株式会社長野エネルギー開発を関連会社としております。当社は工場や店舗等の新築・改修といった民間工事のほか、公共工事として地域の防災・減災工事を多く手掛けており、地域の皆さまが安心して暮らせるよう社会インフラを整備することで「地域の守り手」としての使命を果たしてまいります。

年 月	沿 革
1931年3月	上水内郡柳原村大字村山（現長野市村山）にて創業
1951年10月	上高井郡須坂町（現須坂市）に営業所開設
1952年12月	有限会社北條組設立
1953年3月	一般建設業 登録
1964年2月	株式会社に改組
1970年10月	コンクリート二次製品製造販売を目的として村山興業株式会社（後に株式会社村山に名称変更）を設立
1971年4月	信越砕石興業株式会社（現 株式会社信越建商）の株式を取得、子会社とする
1972年5月	一級建築事務所認証 取得
1973年2月	特定建設業許可 取得
1980年3月	須坂営業所を移転、支店に変更
1980年5月	宅地建物取引業免許 取得
1997年7月	舗装工事施工を目的として株式会社北條道路を設立
2001年12月	ISO14001認証取得
2003年4月	OHSAS18001認証取得
2008年3月	株式会社北條道路と株式会社村山を合併し、株式会社H O J Y Oコーポレーションに名称変更、子会社とする
2010年6月	本社社屋建設
2017年6月	小水力発電を目的として株式会社長野エネルギー開発を設立
2018年11月	OHSAS18001よりISO45001へ認証変更
2019年8月	株式会社共立商会の株式を取得、子会社とする
2025年8月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、長野市を中心とした長野県北信地域で土木建築工事を受注し施行する総合建設事業を展開しております。当社及び連結子会社の主な事業は次のとおりであります。

なお、当社グループの事業セグメントは総合建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。売上高構成比率は第73期連結会計年度のものであります。

(1) 土木工事 (当社) 売上高構成比率55.0%

当地域の公共工事を主体に受注し、施工しております。当地域は自然が豊かである反面、地すべりや水害等の自然災害も発生しています。当社では、道路敷設や舗装工事等の公共インフラ工事、造成工事等のほか、河川工事、地すべり防止工事や砂防工事等の防災・減災工事を多く手掛け、地域の安心安全な暮らしに貢献しております。



・砂防工事



・法面工事

(2) 建築工事 (当社、株式会社共立商会) 売上高構成比率35.6%

公共施設の建築工事のほか、発注者の意向を踏まえた不動産の仲介、開発を絡めた工場・店舗等の建築工事に強みがあります。また、当社では在来工法での完全オーダー設計による住宅工事の施工を行っており、株式会社共立商会では屋根板金工事の施工を行っております。



・給食センター



・保育園



・当社モデルハウス

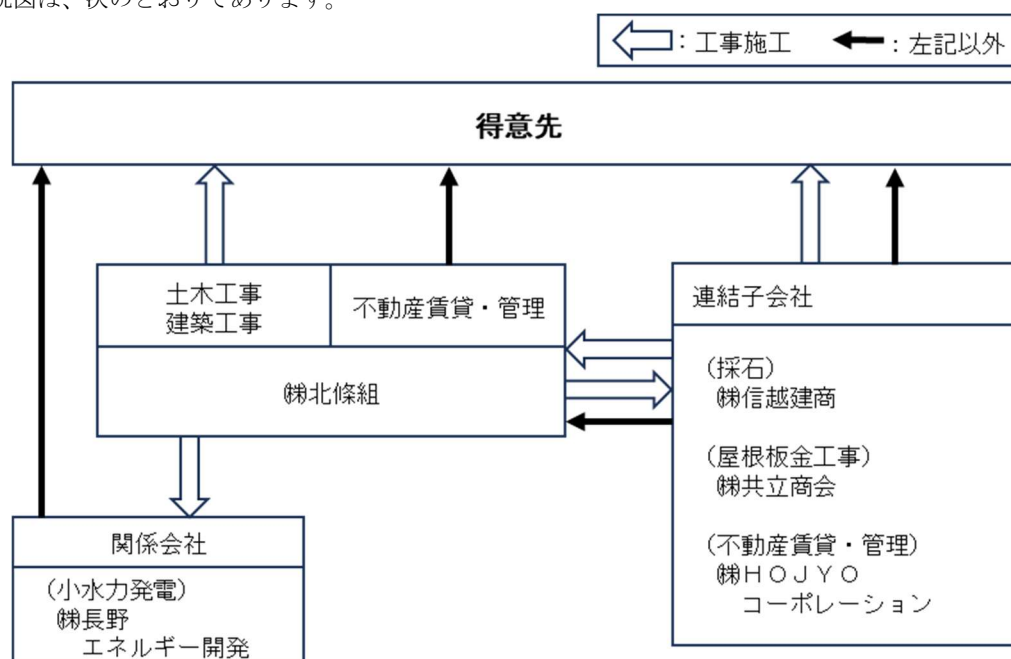
(3) 採石 (株式会社信越建商) 売上高構成比率6.0%

良質な岩石を採掘できる採石場を確保し、環境や安全に十分に配慮しながら、良質な建設骨材等を製造、販売しております。

- (4) 不動産賃貸・管理 (当社、株式会社H O J Y Oコーポレーション) 売上高構成比率3.3%
当社グループが所有している不動産の一部にて、商業施設を開発、建物を建設し、テナントとして賃貸しております。
- (5) その他 (当社) 売上高構成比率0.1%
土木工事、建築工事等で使用される資機材等のレンタルや、車両整備等を行っております。
- (6) 小水力発電 (株式会社長野エネルギー開発)
化石燃料に頼らない小水力発電は時代のニーズに即しており、小規模ではあるものの安定した電力が得られる小水力発電により発電を行っております。

当社	土木工事、建築工事、不動産賃貸・管理、資機材等のレンタル等
(連結子会社)	
株式会社信越建商	採石
株式会社H O J Y Oコーポレーション	不動産賃貸・管理
株式会社共立商会	屋根板金工事
(関連会社)	
株式会社長野エネルギー開発	小水力発電の実施、小水力発電システムの導入コンサルティング、水力発電装置の設計・製作・設置

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社信越建商 (注)	長野県 須坂市	40	採石	100	役員の兼任 2名 部材の仕入
株式会社H O J Y O コーポレーション (注)	長野県 須坂市	50	不動産賃貸 ・管理	100	役員の兼任 2名 不動産賃貸
株式会社共立商会 (注)	長野県 長野市	10	屋根板金工事	100	役員の兼任 2名 工事発注
(持分法適用関連会社)					
株式会社長野エネルギー開発	長野県 須坂市	98	小水力発電	24.5	役員の兼任 1名

(注) 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

事業の名称	従業員数（人）
総合建設事業	137

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 当社グループの事業セグメントは総合建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
116	46.4	15.5	5,977

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは総合建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておられません。労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、デフレ脱却に向けた企業の賃上げへの取組が見られ、好調なインバウンド需要もあり、総じて底堅く推移しました。その一方で米価の高騰等消費者物価の上昇基調が続いており、米国政権の進める貿易・関税政策やウクライナ、中東情勢の先行が見通せず、地政学的リスク、為替相場、エネルギー・資材価格や調達等への影響が不透明であり、今後の経済情勢は予測できません。

このような情勢の下、国内建設市場におきましては、国土強靱化計画やインフラ老朽化対策等の公共投資、コロナ禍後の民間投資の反動等受注動向が堅調に推移しました。しかしながら、国際的な原材料・エネルギー価格の高騰や急激な円安の進行等による建設資材価格の上昇、慢性的な人手不足に加え、建設業における時間外労働の上限規制や賃上げへの対応による人件費、物流費等の工事原価が上昇しており、収益環境は厳しい状況が継続しております。

当社グループにおきましては、千曲川を始めとする地域の防災・減災工事、公共施設や工場等の新築・改築等の建築工事により、売上高は6,246百万円(前年同期比5.3%減少)、営業利益は775百万円(前年同期比8.7%増加)、経常利益は776百万円(前年同期比6.1%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は518百万円(前年同期比23.4%増加)となりました。

なお、当社の事業セグメントは総合建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して214百万円増加し、700百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は753百万円となりました。主な収入は、税金等調整前当期純利益776百万円及び売上債権の減少305百万円、主な支出は、法人税等の支払額370百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は309百万円となりました。主な支出は、有形固定資産の取得による支出266百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は229百万円となりました。主な収入は、長期借入金の借入250百万円、主な支出は、短期借入金の返済による支出450百万円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは生産実績を定義することが困難なため、「生産実績」は記載しておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
総合建設事業	6,640	122.5	3,548	138.4

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同期比(%)
総合建設事業	6,246	94.7

(注) 売上高総額に対する割合が100分の10以上を占める相手先別の売上高及びその割合は次のとおりであります。

相手先	第72連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)		第73期連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
	売上高(百万円)	割合(%)	売上高(百万円)	割合(%)
国土交通省	1,218	18.5	1,670	26.7
(株)スズキ自販長野	1,057	16.0	—	—
長野県	703	10.7	769	12.3
長野市	694	10.5	—	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

(1) 人材の採用と育成について

当社グループの事業を安定的に拡大していくためには、人材を確保し、その人材が活躍することが不可欠です。

採用に当たっては専担者を配置し、新卒・中途を問わず、幅広い年齢層から有為な人材を求めています。また、人材育成に当たっては、OJTをベースに様々な事象に対応できる人材の育成を目指し、社員が各種資格を取得することを積極的に支援し、長期的視点で着実に育成に取り組んでまいります。

(2) 工事の受注の確保について

公共工事を受注するに当たって原則的には入札に拠ります。入札に際しては情報収集と確かな積算作業が重要となりますが、過去の同種工事の実績や担当する社員の表彰実績等の技術力が評価されて受注に繋がる場合もあります。

このため、将来の安定した公共工事の受注確保のためには、現在施工している公共工事において高い評価を得ること、及び社員の技術力向上が重要となることから、当社グループでは、新たな工法を導入する等、施工能力の向上に積極的に取り組み、併せて社員の技術力の向上に取り組んでまいります。

また、円安傾向や資源エネルギー価格の上昇等に起因して建設資材価格が高騰しており、工事価格の上昇傾向に繋がります。

当社グループでは、精緻な原価管理に取組むとともに発注者との緊密な情報交換を行い、適切な工事価格を確保し、収益に繋げてまいります。

(3) 安定した施工体制の継続について

工事施工に当たっては様々な専門技術を持った協力会社との施工体制を組むことになります。一方で建設業界の人材不足と高齢化は顕著です。

今後も安定した施工体制を組むため、既存のやり方に捉われることなくICTやDXに積極的に取り組み、協力会社の人員確保にも当社グループが関与して取組むことにより、施工体制の継続に取り組んでまいります。

また、工事施工で最も重要なことは、安全の確保です。

当社グループは工事現場での安全確保に從來から最優先で取組んでまいりました。今後も安全確保に最優先で取り組み、安定した施工体制の継続に繋げてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが事業環境の変化に適切に対応しながら持続的な成長を続けていくためには、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化が重要であると考えております。

内部統制の実効性を高め、コンプライアンスを始めとするコーポレート・ガバナンスの高度化に取り組み、適切なリスク管理を行いながら、地域から支持され応援される企業を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 法的規制について

当社グループの営む事業は、建設業法、採石法、宅地建物取引業法等各種法令の認可の下、事業を営むことが許可され、また、事業自体も建設業法、建築基準法等法令に基づき行われております。また、これらの法令について改廃または新たな法規制の制定がなされる場合には、法律専門家等の指導、助言、定期的なコンプライアンス研修を通じて、各法令に関する理解や法令順守、リスク管理に努めております。

そうした法令への対応を十分に行わず、法令違反となった場合には罰則、監督処分を受け、業績への大きな影響が発生し、当社グループの業績や財務内容に影響を与える可能性があります。

(2) 施工に瑕疵があった場合について

当社グループの施工する工事の多くは、建築基準法の確認申請承認後に施工されますが、発注者等はそうした基準以上に施工物の用途・目的のために高度な品質を求めます。施工品質の確保にあたっては、発注者に対して確かな施工であることの疎明のため、施工過程を詳細に撮影、報告しており、撮影、記録にあたっては専担者を配置するなどして、効率性や正確性に配慮しながら、施工品質の確保に努めております。また、完工時には、先ず社内検査を実施し、施工に瑕疵がないこと、不具合が無いこと等十分な品質を確認した後、発注者による完了検査等を受け施工品質を確保した上で引き渡しとしております。

完了検査等で品質を確保していないことが判明した場合や、引き渡し後に施工が十分でないことが判明した場合には、補修工事またはやり直し工事等を行うことになり、加えて施工の信頼に瑕疵がつくことにより、当社グループの業績や財務内容に影響を与える可能性があります。

(3) 資源枯渇のリスクについて

当社グループの株式会社社信越建商は長野県上高井郡高山村の高山工場にて採石プラントを保有し、同地にて原石を採取したのち、建設工事に用いる骨材等を生産・販売しております。現状は十分な原石の採掘が可能です。が、長期的には枯渇のリスクがあります。

今後の採掘可能な数量等について定期的な確認を行うとともに、同社事業の転換を含め適時、適切に対応する体制としておりますが、近隣に新たな採石場を開発することは昨今の自然保護の風潮から非常に困難と想定され、同社事業の転換を要することになり、業績や財務内容に影響を与える可能性があります。

(4) 建設資材価格及び工事費の変動

建設資材価格は輸入品が多く、円安、エネルギー価格の上昇等に拠る輸送コストの上昇等により価格上昇が続いております。また、慢性的な作業労働者の不足から人件費が高騰しており、工事価格総額の上昇に繋がっております。

これらの価格高騰分については、顧客との交渉等により請負額、工事価格等に転嫁することで、適正な収益を確保しておりますが、さらなる価格高騰等によりそれらが適切に転嫁できなくなった場合、当社グループの適正収益確保に影響を与える可能性があります。

(5) 人材の確保と育成について

当社グループの事業の継続・発展のためには、施工管理技士、建築士資格を保有し、一定以上の技術を持った主任技術者又は監理技術者等が必要です。

そうした人材の確保と定着のため、採用活動に積極的に取り組み、人材の育成、就労環境の整備、社内コミュニケーションの円滑化等に努めておりますが、今後の雇用情勢の変化や長期的な若者不足等から技術者人材が確保できない場合、当社グループの業績、財務内容に影響を与える可能性があります。

(6) 建設協力会社の確保

建設業界は慢性的な人手不足と高齢化が続いております。当社グループが受注し施工する場合に実際の作業を行う協力会社も同様な状況です。

当社グループは親密な協力会社を組織化し、施工体制の確保に万全を期しておりますが、今後人手不足や高齢化により協力会社が人材を確保できなくなった場合に当社グループの施工体制に支障が発生し、業績や財務内容に影響を与える可能性があります。

(7) 自然災害・感染症・事故等について

当社グループは長野県北信地域が地盤の総合建設会社であり、受注した工事の多くを当地域内で施工しております。

当地域が地震、台風等による甚大な自然災害に見舞われた場合、感染症の深刻な流行等に見舞われた場合には、当社の業績や財務内容に影響を与える可能性があります。また、当社グループは業務の遂行に際して安全管理を徹底しておりますが、万一重大な労働災害、設備事故等が発生した場合は、工事施工に支障が生じ、業績や財務内容に影響を与える可能性があります。

(8) 情報漏洩リスクについて

当社グループは工事発注者の個人情報や工事施工に当たり収集した個人情報等多くの個人情報を保有しております。

個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報の取扱いに関するルールを設ける等体制の整備に取り組んでおりますが、不測の事態が発生した場合、信用失墜による受注の減少、損害賠償の発生等、業績に影響を与える可能性があります。

(9) システムリスクについて

コンピューター等のネットワークシステムについては、社内のみならず外部専門業者と連携し、適切に管理を行うほかデータのバックアップ等安全対策を講じております。

外部からの不正アクセスや不測のトラブル等によってコンピューターシステムに不具合等が発生した場合は、業務遂行に支障が発生し業績に影響を与える可能性があります。

(10) 内部管理体制の強化について

当社グループは、現状の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務管理体制を構築するとともに、社内のスキルアップを図り、専門能力を保有した人材の採用に努め、内部管理体制及び業務管理体制の一層の高度化を企図しております。

これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(11) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の回収可能性は、将来の収益力やタックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の発生状況に基づき判断しております。

当該見積り及び当該仮定において将来の不確実な経済条件の変動等により見直しを要する場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産額に影響を与える可能性があります。

(12) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。

本発行情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本 M&A センター (以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、1 ヶ月間の期間を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前に書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社 (以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本 M&A センター (以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内 (審査対象事業年度の末日の翌日から

起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消出来なかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準

ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類

株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、当事業年度末時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産合計は、前連結会計年度末比63百万円増加し、7,552百万円となりました。これは主に、工事代金の入金等による現金及び預金の増加259百万円、工事の進捗による受取手形・完成工事未収入金等の減少305百万円及び賃貸用不動産の改修工事等による固定資産の増加159百万円等によるものです。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末比450百万円減少し、2,163百万円となりました。これは主に、返済による短期借入金の減少450百万円等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末比514百万円増加し、5,388百万円となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は232百万円であります。

主な内容は発行者の須坂支店の建設及び賃貸用不動産の防水工事等の改修、連結子会社である株式会社信越建商の碎石用の機械装置の取得等であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループは総合建設事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

(1) 発行者

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (長野県長野市)	本社設備 賃貸用不動産	568	5	52 (5,962)	1	627	76
須坂支店 (長野県須坂市)	支店設備 賃貸用不動産	7	46	261 (16,887)	15	331	40

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品の合計であります。

3. 本社（長野県長野市）にて連結会社外に賃貸している主なものは建物であります。

(2) 国内子会社

2025年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱信越建商	本社 (長野県須坂市)	本社設備 賃貸用不動産	55	104	85 (512,942)	1	246	12
㈱HOJYO コーポ レーション	本社 (長野県須坂市)	本社設備 賃貸用不動産	469	—	4 (1,524)	40	514	—
㈱共立商会	本社 (長野県長野市)	本社設備	13	4	20 (3,045)	0	38	9

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。

3. ㈱HOJYOコーポレーションの「建物及び構築物」中には、発行者に貸与中の建物357百万円を含んでおります。

4. ㈱HOJYOコーポレーション（長野県須坂市）にて連結会社外に賃貸している主なものは建物であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,920,000	2,940,000	980,000	980,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,920,000	2,940,000	980,000	980,000	—	—

- (注) 1. 2025年3月17日開催の取締役会決議により、2025年3月28日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は3,880,800株増加し、3,920,000株となっております。
2. 2025年3月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月28日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2025年3月28日 (注)	970,200	980,000	—	98	—	—

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	20	20	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	9,800	9,800	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(注) 自己株式44,600株は、「個人その他」に446単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合(%)
北條 將隆	長野県長野市	303,300	32.42
北條 將道	長野県須坂市	128,100	13.69
(株)北條組 社員持株会	長野県長野市大字村山348番地1	100,500	10.74
北條 美憲	長野県須坂市	82,200	8.79
北條 清隆	長野県長野市	75,700	8.09
北條 隆志	東京都板橋区	73,200	7.83
北條 克栄	長野県須坂市	67,700	7.24
北條 磨	長野県須坂市	63,200	6.76
金丸 愛子	長野県長野市	8,000	0.86
新郷 英一	長野県須坂市	5,000	0.53
駒津 悦男	長野県須坂市	5,000	0.53
宮尾 延雄	長野県長野市	5,000	0.53
勝山 昌宏	長野県上高井郡高山村	5,000	0.53
原山 洋一	長野県長野市	5,000	0.53
計	—	926,900	99.09

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 44,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 935,400	9,354	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	980,000	—	—
総株主の議決権	—	9,354	—

(注) 1. 2025年3月17日開催の取締役会決議により、2025年3月28日付で普通株式1株を100株に分割しており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ935,400株、980,000株となっております。

2. 2025年3月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月28日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2025年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社北條組	長野県長野市大字村山348番地1	44,600	—	44,600	4.6
計	—	44,600	—	44,600	4.6

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本発行者情報公表日現在の従業員持株会の当社株式所有数は100,500株となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近連結会計年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	44,600	—	44,600	—

(注) 2025年3月17日開催の取締役会決議により、2025年3月28日付で普通株式1株を100株に分割しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。また、定款で11月30日を基準日として取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨定めております。

期末配当の決定機関につきましては株主総会であります。

内部留保資金につきましては経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2025年8月25日 定時株主総会決議	7	8

(注) 2025年3月28日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

4 【株価の推移】

当社株式は、2025年8月5日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しており、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性8名、女性一名（役員のうち女性の比率 ー％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数(株) (注) 4
代表 取締役	社長	北條 將隆	1975年4月3日	1997年4月 ㈱ミヤマ商会 入社 1998年4月 北條建築開業 2011年4月 当社入社 2012年7月 当社取締役 2012年7月 ㈱H O J Y Oコーポレーション取締役（現任） 2015年7月 当社取締役専務 2016年7月 当社代表取締役社長（現任） 2017年6月 ㈱長野エネルギー開発 取締役（現任） 2019年8月 ㈱共立商会 代表取締役（現任） 2021年5月 ㈱信越建商 取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	303,300
専務 取締役	土木事業 部長 機材事業 部長	宮尾 延雄	1961年5月19日	1984年3月 当社入社 2012年5月 当社土木事業本部部长 2014年7月 当社執行役員土木部長 2016年5月 当社土木事業本部副本部長 2016年7月 当社取締役 2017年6月 当社取締役土木事業部長 2021年7月 当社常務取締役 2021年11月 当社常務取締役 土木事業部長兼機材事業部長 2023年7月 当社専務取締役 土木事業部長兼機材事業部長（現任）	(注) 1	(注) 3	5,000
取締役	ー	北條 美憲	1971年2月10日	1991年4月 ㈱電算入社 1996年4月 ㈱信越建商入社 2002年5月 ㈱信越建商 取締役 2006年5月 ㈱信越建商 取締役常務 2009年5月 ㈱信越建商 代表取締役社長（現任） 2012年7月 当社取締役（現任） 2012年7月 ㈱H O J Y Oコーポレーション取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	82,200
取締役	建築事業 部長 不動産事 業部長	原山 洋一	1964年6月26日	1988年4月 ㈱八十二銀行入行 2010年7月 ㈱八十二銀行富士見支店長 2012年7月 ㈱八十二銀行熊谷支店長 2015年7月 ㈱八十二銀行東和田支店長 2019年7月 当社入社 企画開発部長 2019年8月 ㈱共立商会 取締役（現任） 2021年7月 当社取締役 建築事業部長 2022年7月 当社取締役 建築事業部長兼不動産事業部長（現任）	(注) 1	(注) 3	5,000
取締役	土木事業 部副事業 部長	春原 一成	1963年6月1日	1982年3月 当社入社 2005年6月 ㈱北條道路（現 ㈱H O J Y Oコーポレーション） 出向 2020年6月 当社土木事業本部 工事担当部長 2022年7月 当社土木事業部 副事業部長 2023年7月 当社取締役 土木事業部副事業部長（現任）	(注) 1	(注) 3	2,000
取締役	土木事業 部副事業 部長	飯田 重美	1964年8月30日	1983年3月 当社入社 2020年6月 当社土木事業本部 工事担当部長 2022年7月 当社土木事業部副事業部長 2023年7月 当社取締役 土木事業部副事業部長（現任）	(注) 1	(注) 3	2,000
取締役	管理本部 長	石川 修司	1964年3月17日	1987年4月 長野信用金庫入庫 2012年2月 長野信用金庫川中島駅前支店長 2014年7月 長野信用金庫人事部副部長 2021年1月 当社出向 2021年4月 当社入社 管理本部管理部長 2022年7月 当社管理本部副本部長 2023年7月 当社取締役 管理本部長（現任）	(注) 1	(注) 3	2,000
監査役	ー	清水 亮祐 (注) 5	1986年3月16日	2008年10月 太陽ASG有限責任監査法人 （現 太陽有限責任監査法人）入所 2012年7月 清水亮祐公認会計士事務所 開設（公認会計士登録）（現任） 2023年7月 当社非常勤監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	ー
計							401,500

(注) 1. 2025年3月開催の臨時株主総会の時から2026年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 2025年3月開催の臨時株主総会の時から2028年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2025年5月期における役員報酬の総額は、110百万円を支給しております。

4. 2025年3月17日開催の取締役会決議により、2025年3月28日付で普通株式1株を100株に分割しております。

5. 監査役清水亮祐は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

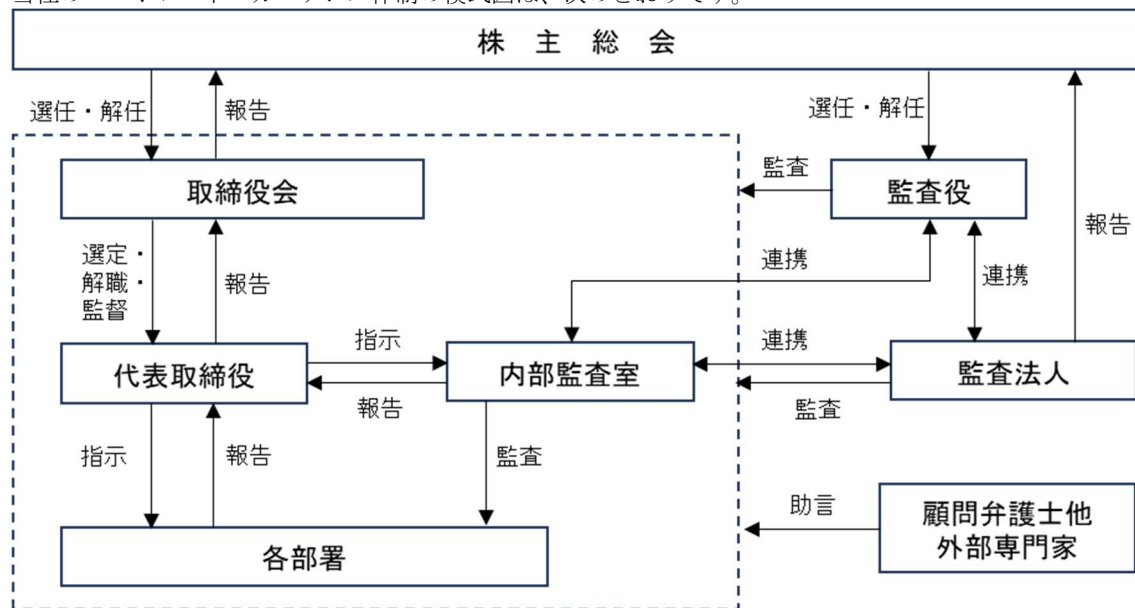
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性、透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、当社グループの状況及び規模に照らして最良なコーポレート・ガバナンス体制を構築する観点から、企業統治の体制として、取締役会が重要な経営事項の審議及び意思決定と経営の監督を行い、独立性を有する社外監査役が各取締役の執行を監査する、監査役設置会社を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



1) 取締役会

当社の取締役会は7名の取締役で構成されております。監査役出席の下、法令又は定款に定めるもののほか、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、監査方針を定めており、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、適宜意思決定の適法性について各取締役と意見を交わし経営監督の実効性を高めております。監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、監査法人を含めた三者間での定期的な情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室にて実施されます。専任担当者1名が内部監査業務を担当しております。内部監査室は、翌期の内部監査計画を連結会計年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての部門を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

4) 会計監査

当社はかねて監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年5月期において監査を執行した公認会計士は杉田昌則氏、若月健氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他4名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況について

当社グループは、職務分掌・権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社グループは、公認会計士の資格を有する清水亮祐氏を社外監査役として選任しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任にあたっては、当社業界に関連する豊富な経験、高度な専門知識及び幅広い識見を有し、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能を果たせる能力を有していることを前提に判断しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はありません。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規定及び各種マニュアル等に沿って業務を遂行することにより、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。当社グループは、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の専門家からアドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

⑥役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	107	107	—	—	8
監査役	3	3	—	—	1

（注）上記の表には、2024年8月27日に退任した取締役北條清隆を含んでおります。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役の責任について、当該取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役及び監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第426条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
発行者	15	—
連結子会社	—	—
計	15	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の連結財務諸表について、かなで監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,141	3,401
受取手形・完成工事未収入金等	※1 1,245	※1 939
商品	78	72
販売用不動産	24	13
未成工事支出金	16	14
その他	82	51
貸倒引当金	△2	△3
流動資産合計	4,586	4,490
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2、※4 960	※2、※4 1,302
機械装置及び運搬具（純額）	※2 163	※2 161
土地	※4 678	※4 678
建設仮勘定	274	40
その他（純額）	※2 30	※2 25
有形固定資産合計	2,108	2,207
無形固定資産	6	4
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 100	※3 102
長期貸付金	77	77
保険積立金	399	443
繰延税金資産	77	95
その他	144	143
貸倒引当金	△12	△13
投資その他の資産合計	787	849
固定資産合計	2,901	3,061
資産合計	7,488	7,552

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	445	240
短期借入金	※ 4 450	—
1年内返済予定長期借入金	—	16
未払法人税等	202	98
未成工事受入金	※ 5 125	※ 5 449
賞与引当金	61	63
完成工事補償引当金	1	0
工事損失引当金	18	0
その他	※ 5 469	※ 5 234
流動負債合計	1,774	1,104
固定負債		
長期借入金	—	218
繰延税金負債	46	56
役員退職慰労引当金	79	65
退職給付に係る負債	390	372
資産除去債務	269	269
その他	54	77
固定負債合計	840	1,059
負債合計	2,614	2,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	98	98
資本剰余金	172	172
利益剰余金	4,597	5,110
自己株式	△7	△7
株主資本合計	4,861	5,374
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13	14
その他の包括利益累計額合計	13	14
純資産合計	4,874	5,388
負債純資産合計	7,488	7,552

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)		当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	
売上高				
完成工事高	※ 1	6,058	※ 1	5,605
兼業事業売上高		540		641
売上高合計		6,598		6,246
売上原価				
完成工事原価	※ 2	4,933	※ 2	4,291
兼業事業売上原価		415		582
売上原価合計		5,349		4,873
売上総利益				
完成工事総利益		1,125		1,313
兼業事業総利益		124		58
売上総利益合計		1,249		1,372
販売費及び一般管理費	※ 3	535	※ 3	597
営業利益		713		775
営業外収益				
受取利息		0		0
受取配当金		0		1
持分法による投資利益		0		0
保険返戻金		15		3
受取地代家賃		4		1
その他		5		5
営業外収益合計		27		12
営業外費用				
支払利息		8		10
その他		0		0
営業外費用合計		8		11
経常利益		732		776
特別利益				
固定資産売却益	※ 4	1	※ 4	—
特別利益合計		1		—
特別損失				
固定資産除却損	※ 5	27	※ 5	—
特別損失合計		27		—
税金等調整前当期純利益		706		776
法人税、住民税及び事業税		184		266
法人税等調整額		101		△8
法人税等合計		285		258
当期純利益		420		518
親会社株主に帰属する当期純利益		420		518

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
当期純利益	420	518
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	1
その他の包括利益合計	※ 9	※ 1
包括利益	429	519
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	429	519

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	98	—	4,183	△7	4,274
当期変動額					
連結子会社株式の取得 による持分の増減		172			172
剰余金の配当			△5		△5
親会社株主に帰属する 当期純利益			420		420
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	172	414	—	587
当期末残高	98	172	4,597	△7	4,861

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産額合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益累計額 合計		
当期首残高	3	3	270	4,547
当期変動額				
連結子会社株式の取得 による持分の増減				172
剰余金の配当				△5
親会社株主に帰属する 当期純利益				420
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	9	△270	△260
当期変動額合計	9	9	△270	326
当期末残高	13	13	—	4,874

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	98	172	4,597	△7	4,861
当期変動額					
剰余金の配当			△5		△5
親会社株主に帰属する 当期純利益			518		518
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	512	—	512
当期末残高	98	172	5,110	△7	5,374

	その他の包括利益累計額		純資産額合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益累計額 合計	
当期首残高	13	13	4,874
当期変動額			
剰余金の配当			△5
親会社株主に帰属する 当期純利益			518
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1	1	1
当期変動額合計	1	1	514
当期末残高	14	14	5,388

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	706	776
減価償却費	115	135
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	2
完成工事補償引当金の増減額 (△は減少)	△0	△1
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△18	△18
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8	△14
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	19	△17
受取利息及び受取配当金	△0	△1
支払利息	8	10
持分法による投資損益 (△は益)	△0	△0
固定資産除売却損益 (△は益)	26	—
売上債権の増減額 (△は増加)	307	305
販売用不動産の増減額 (△は増加)	2	11
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	21	1
その他の棚卸資産の増減額 (△は増加)	△46	2
仕入債務の増減額 (△は減少)	271	△205
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△71	324
その他	△209	△178
小計	1, 142	1, 133
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	△8	△10
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払額)	△205	△370
営業活動によるキャッシュ・フロー	928	753
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	118	△42
有形固定資産の取得による支出	△618	△266
無形固定資産の取得による支出	△3	△2
その他	1	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△500	△309
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△150	△450
社債の償還による支出	△100	—
長期借入金の借入による収入	—	250
長期借入金の返済による支出	—	△15
配当金の支払額	△5	△5
連結範囲の変更を伴わない 子会社株式の取得による支出	△97	—
その他	△11	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△364	△229
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	64	214
現金及び現金同等物の期首残高	421	485
現金及び現金同等物の期末残高	※ 485	※ 700

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社信越建商

株式会社共立商会

株式会社H O J Y Oコーポレーション

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社長野エネルギー開発

(2) 持分法適用会社の決算日と連結決算日は異なりますが、同社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 商品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

② 販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

③ 未成工事支出金 個別法による原価法

④ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績による必要額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、当社及び連結子会社の一部は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

総合建設事業は、主に施主との工事請負契約締結の上、施行等を行っており、完成した建設物等を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づき課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境等を考慮した事業計画を基礎としておりますが、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等に変化が生じた場合は、将来における一時差異等の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 工事契約における収益認識及び工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
履行義務を充足するにつれて、 一定の期間にわたり認識した完成工事高	5,460	4,755
工事損失引当金	18	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。

また、当連結会計年度末時点の手持工事の工事収益総額と工事原価総額の見積りに基づき、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を工事損失引当金に計上しております。

収益の認識にあたり、工事原価総額の変動は、履行義務の充足に係る進捗度の算定に影響を与えるため、期末日における工事原価総額を合理的に見積る必要がありますが、工事は一般に長期にわたることから、建設資材単価や労務単価等が請負契約締結後に想定を超えて大幅に上昇する場合など、工事原価総額の見積りには不確実性を伴うため、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 顧客との契約から生じた債権、契約資産の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
受取手形	69 百万円	111 百万円
売掛金	31	42
完成工事未収入金	90	118
契約資産	1,053	667

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
	2,871 百万円	2,927 百万円

※ 3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
投資有価証券	22 百万円	22 百万円

※ 4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
建物及び構築物	196 百万円	183 百万円
土地	209	209
計	405	392

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
短期借入金	450 百万円	－ 百万円
計	450	－

※ 5 契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
未成工事受入金	125 百万円	449 百万円
流動負債「その他」	14	20
計	140	470

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「【注記事項】(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
	△18 百万円	△18 百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
役員報酬	116 百万円	125 百万円
給料手当	147	150
福利厚生費	46	45

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
機械装置及び運搬具	1 百万円	－ 百万円
計	1	－

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
機械装置及び運搬具	27 百万円	－ 百万円
計	27	－

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 5 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31 日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	19 百万円	21 百万円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	19	21
法人税等及び税効果額	△6	△7
その他有価証券評価差額金	13	14
その他の包括利益合計	13	14

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	9,354	—	—	9,354
自己株式 普通株式	446	—	—	446

(注) 当社は、2025年 3 月28日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 7 月27 日 定時株主総会	普通株式	5	600	2023年 5 月31 日	2023年 7 月28 日

(注) 当社は、2025年 3 月28日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の 1 株当たり配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 8 月27 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5	600	2024年 5 月31 日	2024年 8 月28 日

(注) 当社は、2025年 3 月28日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の 1 株当たり配当額を記載しております。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式 普通株式（注）1、2	9,354	926,046	—	935,400
自己株式 普通株式（注）1、3	446	44,154	—	44,600

（注）1. 当社は、2025年3月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加926,046株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加44,154株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年8月27日 定時株主総会	普通株式	5	600	2024年5月31日	2024年8月28日

（注）当社は、2025年3月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年8月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7	8	2025年5月31日	2025年8月26日

（注）当社は、2025年3月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）	当連結会計年度 （自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）
現金及び預金	3,141 百万円	3,401 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,656	△2,701
現金及び現金同等物	485	700

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2024年5月31日）	当連結会計年度 （2025年5月31日）
一年内	30	30
一年超	581	551
合計	611	581

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、資金調達については主に銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との関係強化等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、長期貸付金は関連会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金はすべて1年以内の支払期日であります。

借入金、主に当社須坂支店の建築資金としての資金調達であります。なお、営業債務や借入金等は、流動性リスクを有しておりますが、資金計画表を作成し管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券（※2）	66	66	—
長期貸付金	77	76	△0
資産 計	143	142	△0

当連結会計年度（2025年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券（※2）	67	67	—
長期貸付金	77	72	△4
資産 計	144	140	△4
長期借入金（※3）	234	234	—
負債 計	234	234	—

※1 金融商品の時価の算定方法

「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「工事未払金」、「未払法人税等」については、短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
非上場株式	34	34
出資金	2	2

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,656	2	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	1,245	—	—	—
長期貸付金	—	—	77	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (地方債)	—	—	30	—
合計	3,901	2	107	—

当連結会計年度 (2025年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,701	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	939	—	—	—
長期貸付金	—	—	77	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (地方債)	—	—	30	—
合計	3,641	—	107	—

(注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	450	—	—	—	—	—

当連結会計年度 (2025年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	16	16	16	16	16	151

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	37	—	—	37
地方債	—	28	—	28
資産 計	37	28	—	66

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	39	—	—	39
地方債	—	27	—	27
資産 計	39	27	—	67

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引がされているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	76	—	76
資産 計	—	76	—	76

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	76	—	76
資産 計	—	76	—	76
長期借入金 （1年内を含む）	—	234	—	234
負債 計	—	234	—	234

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状況は借入実行時と大きく異なっていないことから、時価と帳簿価額が近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年5月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結財務諸表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	37	16	20
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	37	16	20
連結財務諸表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	28	30	△1
	その他	—	—	—
	小計	28	30	△1
合計		66	46	19

当連結会計年度 (2025年5月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結財務諸表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	39	16	23
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	39	16	23
連結財務諸表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	27	30	△2
	その他	—	—	—
	小計	27	30	△2
合計		67	46	21

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として非積立型の退職一時金制度を設けているとともに、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度（中退共）等に参加しております。

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	370 百万円	390 百万円
退職給付費用	46	31
退職給付の支払額	△26	△49
退職給付に係る負債の期末残高	390	372

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
非積立型の退職給付債務	390 百万円	372 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	390	372
退職給付に係る負債	390	372
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	390	372

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度46百万円 当連結会計年度31百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要支出額 前連結会計年度17百万円 当連結会計年度15百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	18 百万円	8 百万円
退職給付に係る負債	133	130
賞与引当金	20	21
工事損失引当金	6	0
減損損失	389	398
資産除去債務	92	96
その他	40	75
繰延税金資産小計	700	730
評価性引当額	△542	△552
繰延税金資産合計	158	177
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	4 百万円	7 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	82	80
特別償却準備金積立額	9	19
特定災害防止準備金積立額	31	31
繰延税金負債合計	127	138
繰延税金資産純額	31	39

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
法定実効税率 (調整)	34.1 %	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため記載 を省略しております。
住民税均等割	0.1	
特別税額控除	△2.0	
評価性引当額の増減	9.0	
軽減税率差異	△0.6	
税率変更による期末繰延税金資産の修正	—	
その他	△0.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年6月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.1%から34.96%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の事業用定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から20～30年と見積り、割引率は0.824～1.902%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
期首残高	93 百万円	271 百万円
有形固定資産の取得による増加額	176	—
時の経過による調整額	1	3
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	271	274

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、長野県において、賃貸住宅及び賃貸店舗等を有しています。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は63百万円（主な賃貸収益は兼業事業売上高に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価に計上）であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は77百万円（主な賃貸収益は兼業事業売上高に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸不動産等の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)			
		前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	630	861
	期中増減額	230	△5
	期末残高	861	856
期末時価		1,396	1,356

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産の取得252百万円、主な減少額は減価償却21百万円であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産の取得25百万円、主な減少額は減価償却30百万円であります。
3. 期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
一時点で移転される財及びサービス	1,013	1,316
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	5,460	4,755
顧客との契約から生じる収益	6,474	6,071
その他の収益(注)	123	174
外部顧客への売上高	6,598	6,246

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	192	191
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	191	272
契約資産(期首残高)	1,360	1,053
契約資産(期末残高)	1,053	667
契約負債(期首残高)	207	140
契約負債(期末残高)	140	470

契約資産は、主に顧客との請負工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。当連結会計年度において、契約資産が増減した理由は、主として収益認識(契約資産の増加)と、売上債権への振替(契約資産の減少)によるものです。

契約負債は、主に工事請負契約において顧客から受領した未成工事受入金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は140百万円であります。また、契約負債が増減した理由は、主として未成工事受入金の受領(契約負債の増加)と収益認識(契約負債の減少)によるものです。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はないため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当連結会計年度末において3,548百万円です。

当該履行義務は、建設事業の工事契約における請負に関するものであり、期末日後、1年以内にすべて収益として認識されると見込んでおります。

4. 工事損失引当金に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、連結財務諸表「【注記事項】(連結損益計算書関係)」に記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、総合建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
国土交通省	1,218
(株)スズキ自販長野	1,057
長野県	703
長野市	694

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
国土交通省	1,670
長野県	769

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは総合建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
関連会社	㈱長野エネルギー開発	長野県 須坂市	98	小水力発電	(所有) 直接 24.5	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	77

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の状況を勘案して決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
役員	北條將隆	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 32.4	—	子会社株式 の取得 (注)	43	—	—
役員及び その近親者	北條憲三	—	—	当社取締役 の近親者	—	—	子会社株式 の取得 (注)	37	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社株式の取得については、第三者機関により算定された評価額を基礎として、両者合意の上で決定しております。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)	科目	期末残高 (百万円) (注)
関連会社	㈱長野エネルギー開発	長野県 須坂市	98	小水力発電	(所有) 直接 24.5	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	77

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の状況を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり純資産額	5,211.19円	5,760.93円
1株当たり当期純利益	449.18円	554.31円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年3月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	420	518
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	420	518
普通株式の期中平均株式数 (株)	935,400	935,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	450	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	16	1.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	218	1.1	2034年～ 2039年
合計	450	234	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	16	16	16	16

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://hojonet.com
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月22日

株式会社北條組

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 杉田 昌則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若月 健
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北條組の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北條組及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上